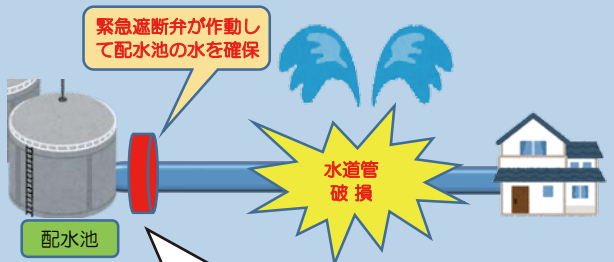


## 計画的な施設の更新など

 次に配水池などの災害対策の一つである緊急遮断弁の設置について見てみよう。

### 緊急遮断弁の設置

29力所(平成29年度) → 45力所(令和9年度)  
平成30年度～令和9年度に16力所の設置を予定



※緊急遮断弁とは、地震などにより水道管が折れて配水池から流れる水の量が急激に増えたことを察知して自動的に閉じる弁のことです。これにより、非常時の生活用水が確保されます。

 緊急遮断弁があれば水道管が破損してしまっても大切な水が確保されるんだね。

 これらの他にも、浄水場や配水池の耐震化や電気設備の大規模な更新などを行うんだよ。

### 浄水場・配水池の耐震化

久居別所浄水場や河辺配水池などの耐震補強工事を実施

### 浄水場の電気設備の更新

片田浄水場や高茶屋浄水場の運転制御等を担う電気設備の更新を実施



片田浄水場

 水道料金の改定によって、計画どおりに事業が進められることで、災害に強くなったり、古くなった設備を更新したりできるから、安全・安心な水道が維持されるんだね。

 今回の計画は令和9年度までだけど、これからも適切な時期に更新をしながら50年先、100年先の世代の人たちにも安心して利用できる水道を維持していく必要があるね。次回は、令和4年度にどんな事業が進められるか見ていこう。

**今の水道を維持することはもちろん、50年先、100年先の世代まで安定して水道水を届け続けるのは、今を生きる私たちの責任です。**

## 水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、引越しの2・3日前までに津市水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

**受付時間** 月～金曜日 8時30分～17時15分

※祝・休日を除く

### 必要事項

- ・水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- ・使用者氏名
- ・住所(水道の使用場所)
- ・中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

**水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な「口座振替」を**

### 手続に必要なもの

- ・通帳など口座番号の分かるもの
- ・印鑑(金融機関届け出印)
- ・水栓番号の分かるもの(「納入通知書」や「ご使用水量のお知らせ」など)

**申し込み** 市内の取扱金融機関または郵便局へ



問い合わせ 津市水道サービスセンター ☎237-5821 ☎239-0512